

令和 2 年 第 1 回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

令和 2 年 第 1 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和 2 年 1 月 29 日 (水) 午後 1 時 19 分 閉 会 令和 2 年 1 月 29 日 (水) 午後 2 時 14 分							
場 所	共和町役場 2階 大会議室							
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	菊 池 利 昌		出席	11	上 川 洋 一		出席
	2	高 野 孝 志		出席	12	北 井 清 春		出席
	3	森 孝 之		出席	13	石 田 吉 光		出席
	4	高 橋 正 志		出席	14	中 谷 秀 雄		出席
	5	澤 田 邦 子		出席	15	小 野 公 志		出席
	6	渡 義 則		出席	16	岡 田 政 則		出席
	7	森 英 雄		出席	17	児 玉 和 幸		出席
	8	新 井 裕 之		出席	18	川 上 芳 浩		出席
	9	藤 田 秀 樹		欠席	19	浦 口 義 之		出席
10	熊 原 正 雄		出席	20	今 村 俊 一		出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之		出席	農地係	佐 藤 圭 介		出席
	農地係長	青 山 晃 司		出席				
議 事 録 署名委員	2 番 高 野 孝 志 委員			11 番 上 川 洋 一 委員				
日 程	議事日程						審議結果	
第 1	議事録署名委員の指名について						議長指名済	
第 2	報告第 1 号 農地あっせんについて						全件報告承認	
第 3	報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について						報告承認	
第 4	議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について						確認済	
第 5	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について						全件許可相当	
第 6	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について						許可相当	
第 7	議案第 4 号 農用地利用集積計画の作成の要請について						全件原案可決	
第 8	追加 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について						原案可決	
第 9	議案第 5 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について						原案可決	

(午後 1 時 19 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から令和 2 年第 1 回共和町農業委員会総会を開催致します。

9 番 藤田委員から欠席の申し出がなされております。現在の出席委員数は、19 名で、定足数に達しており、総会は成立してございます。

お諮りします。招集告示後に受理した案件について、議案に追加の上、審議することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、告示後の受理案件を追加審議することに決定致します。

次に、本総会に提出された議案については、お手元に配布した議案綴のとおり、報告 2 件、議案 6 件の合計 8 件でございます。

なお、本日の議事日程は、配布のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は会議規則第 14 条の規定により、2 番 高野委員および 11 番 上川委員を指名致します。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地あっせんについて

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地あっせんについてを議題と致します。事務局より報告願います。

○農地係長

今回のあっせん報告は 3 件です。

(報告第 1 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

よって、農地あっせんについては、報告済と致します。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

○議長

日程第 3 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題と致します。

事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は 1 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

よって、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可については、報告済と致します。

◎日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

- 議長 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題と致します。
事務局より説明願います。
- 農地係長 今回の合意解約通知は1件です。
(議案第1号、議案書を朗読)
補足であります。今回の合意解約は、後ほど議案第4号で審議をいただく、基盤強化法での新規の賃貸借案件によるものでございます。通知の内容は、農地法第18条の規定に基づき、引渡期限前6カ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。
- 議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
通知のあった合意解約は、成立していることとして異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認致しました。

◎日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局より説明願います。
- 農地係長 今回の申請は11件です。
(議案第2号、議案書を朗読)
申請内容は、全件農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件、全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。
- 議長 案件の7番、8番は、菊池委員に関する件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条ならびに会議規則第10条議事参与の制限の規定により、退席を願います。
(菊池委員 退席)
- 議長 それでは、7番、8番のみ、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。
菊池委員は着席願います。
(菊池委員 入室)

- 議長 菊池委員の案件については、許可を与えることに決定致しました。
(菊池委員 着席)
- 議長 それでは、7番、8番を除いた全件について、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局より説明をお願いします。
- 農地係長 今回の申請は1件です。
(議案第3号、議案書を朗読)
- 申請地は、図のほぼ中央から左側に網掛けをしていますが、国道229号線と国道276号線、いわゆる岩内共和道路との交差点から西北西へ約650m、国道229号線から町道浜中六号線を西へ約550m入ったところにございます。一昨年12月から昨年12月にかけて、砂を採取した北側を引き続き掘削するものでありまして、申請地の南側半分が今回の掘削区域、残り半分の北側が表土置場となります。この砂採取事業の掘削区域面積は7,538㎡、そのほか表土置場や保安区域、運搬路などを含めた所要面積は合計10,649㎡となっております。なお、砂の採取量は23,839㎡の計画でございます。農地改良の方法ですが、砂採取後に除去していた表土を用い、1m程度埋め戻し、整地することによって、畑として利用することとしております。この土地は、2筆とも農用地区域内農地で、原則転用を許可できない農地であります。砂利採取を目的とする一時転用などは、例外的に許可が可能となっております。また、都市計画の区域外でございます。申請地周辺一帯は浜中地域に属し、砂地であるため、砂を採取する場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じられていることなどを勘案したとき、当該地の転用はやむを得ないものと考えます。また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可も同様の内容で申請中でありまして、許可となる見込みでございます。昨日の現地打合せには、農業委員会から町の砂採取現地協議会委員として、小野委員、森孝之委員が出席し、現地を確認しております。なお、北海道農業会議への意見聴取の回答は2月21日金曜日を予定しておりますが、転用許可は砂利採取法の許可と併せて行う予定としてございます。
- 議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
本申請は許可相当と判断して、異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可相当と判断し、北海道農業会議へ意見聴取することに決定致します。

◎日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長 今回は売買が3件、貸借が34件の計37件です。

(議案第4号、議案書を朗読)

今回の計画要請の内容は、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 所有権移転の1番ならびに利用権等設定の15番、16番は、渡委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条ならびに会議規則第10条議事参与の制限の規定により、退席を願います。

(渡委員 退席)

○議長 それでは、所有権移転の1番ならびに利用権等設定の15番、16番のみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

渡委員は着席願います。

(渡委員 入室)

○議長 渡委員の案件については、共和町長に要請することに決定致しました。

(渡委員 着席)

○議長 次に、利用権等設定の17番は、私の親族に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条ならびに会議規則第10条議事参与の制限の規定により、退席致します。この間、議長は職務代理者の浦口委員に交代致します。

(今村会長 退席)

(浦口職務代理 議長席へ着席)

○議長 会長に代わり、議長を務めます。

それでは、利用権等設定の17番のみ、ご質疑を受けます。

- 議長 (「質疑なし」の声)
質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
今村会長は着席願います。
(今村会長 入室)
- 議長 今村会長の案件については、共和町長に要請することに決定致しました。これをもって、議長を交代致します。
(浦口職務代理 議長席から自席へ着席)
(今村会長 着席)
- 議長 次に、利用権等設定の20番、21番は、森英雄委員に関する件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条ならびに会議規則第10条議事参与の制限の規定により、退席を願います。
(森英雄委員 退席)
- 議長 それでは、利用権等設定の20番、21番のみ、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
森英雄委員は着席願います。
(森英雄委員 入室)
- 議長 森英雄委員の案件については、共和町長に要請することに決定致しました。
(森英雄委員 着席)
- 議長 それでは、所有権移転の1番ならびに利用権等設定の15番、16番、17番、20番、21番を除く全件について、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第8 追加議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長 日程第8 追加議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議

題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長

(追加議案第6号、議案書を朗読)

今回の集積計画の内容は、基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長

説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第9 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長

日程第9 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長

(議案第5号、議案書を朗読)

先般、全国農業会議所ならびに北海道農業会議から、代表者集会での申し合わせ決議の趣旨に則り、全農業委員会に対して農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を採択するなど、法令遵守に係る注意喚起の実施、併せて、綱紀肅正の姿勢を強く打ち出すため、来年度以降も年1回同様の取り組みの実施するよう依頼がございました。つきましては、本日の総会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を採択したいと考えてございます。それでは決議文を読み上げたいと存じます。

(決議文を朗読)

○議長

説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議は、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本総会に付議された案件は全て終了致しました。

よって、令和2年第1回共和町農業委員会総会を閉会致します。

(午後 2 時 1 4 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和 2 年 1 月 2 9 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 2 番 高 野 孝 志 印

議事録署名委員 1 1 番 上 川 洋 一 印